



第106期 報告書

2024年4月1日～2025年3月31日

FUJITSU GENERAL Way

企業理念

Our Mission

共に未来を生きる

私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。

Our Philosophy

自発的に取り組みます

私たちは、自己成長のための努力を惜まず、たゆまぬ創意工夫と先見力で、自ら新しいことに挑戦します。

人を思い活かします

私たちは人を思いやり、異なる文化と多様性を活かし、協調と対話を通じて、人の可能性を最大化します。

誠実さを大切にします

私たちは、誠実さを旨とし、常に高い倫理観を持って、人として正しい道を歩みます。

「FUJITSU GENERAL Way 企業理念」は、私たち富士通ゼネラルグループが持続的に発展する上で、土台となる基本指針であり、当社が目指すべき姿と、お客様と社会のために果たすべき使命、存在価値を表すものです。

また、富士通ゼネラルグループで働くすべての人が行動する上で、判断の拠り所となる羅針盤（コンパス）です。

Our Mission：私たち、富士通ゼネラルグループが目指すべき姿を宣言したものです。

Our Philosophy：Our Missionを実現するために、私たちが大切に考える考え方を示したものです。

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループの主力事業であるヒートポンプ技術やインバータ技術を活用した空調機は、世界各国で快適・安全な生活に欠かせない必需品として、また、化石燃料使用の暖房・給湯機器の代替製品として気候変動の抑制に貢献すると期待されており、中長期的な需要拡大が見込まれます。

一方、消費行動の変化や各市場での競争激化に加え、各地での紛争、世界的なインフレ進行、各国の貿易・金融政策など、世界情勢や経済状況は一層不透明感を増しております。

そのような状況のなか、当期の業績は、空調機および情報通信システムの販売拡大やコストダウンの着実な進展等により、増収および営業利益は増益となりました。一方で、事業の絞り込みなどポートフォリオ変革の実行に向けた事業基盤改革費用を特別損失に計上したことから、最終損失の結果となりました。

当社は、本年1月および4月にお知らせしておりますとおり、(株)パロマ・リームホールディングスによる当社株式に対する公開買付けおよびその後の一連の手続きを経て上場廃止となり、同社の完全子会社となる予定です。また、これに伴い、当期の期末配当は無配とさせていただきます。

1955年の上場以来、株主のみなさまには、長年にわたり当社の経営にご理解と温かいご支援を賜りましたことを心より深く感謝申し上げます。(株)パロマ・リームホールディングスグループに加わることで、当社グループは、これまで取り組んできた諸施策の推進をさらに加速させるとともに、事業シナジーの追求を通じて、より一層の事業拡大・成長を目指してまいりますので、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長

増田 幸司

目次

●株主のみなさまへ (第106期定時株主総会招集ご通知添付書類)	1	●損益計算書	20
●事業報告	2	●連結計算書類に係る会計監査報告	21
●連結貸借対照表	17	●計算書類に係る会計監査報告	23
●連結損益計算書	18	●監査役会の監査報告	25
●貸借対照表	19		

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におきましては、空調機、情報通信システムの売上が増加し、連結売上高は3,540億8千7百万円（前期比11.9%増）となりました。

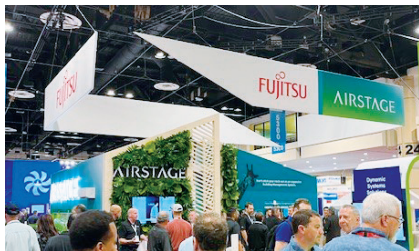
損益につきましては、北米における冷媒転換対応などのマイナス要因があったものの、在庫適正化のため前期の出荷を抑制した海外向け空調機の増収効果が大きいことに加え、コストダウンの着実な進展や情報通信システムの増収効果等もあり、営業利益は144億7千2百万円（同151.8%増）となりました。経常利益は、前期の利益を大きく押し上げた為替差益がなくなり為替差損を計上したことなどから、138億6千7百万円（同3.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、電子デバイス事業の絞り込みなどポートフォリオ変革の実行に向けた事業基盤改革費用を特別損失として計上したことなどから、39億円の損失（前期は30億6千7百万円の利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、2024年10月1日付で実施した組織再編に基づき、「空調機」「情報通信・電子デバイス」としていた報告セグメントを、「空調機」「テックソリューション」に変更しております。前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えたうえで算出しております。

<空調機部門>

空調機部門では、市場低迷による欧州向けの販売



米国最大規模の空調冷熱展示会で
当社製品をPR

減があったものの、流通在庫適正化のため前年度の出荷水準が低かった北米向けの出荷が回復するとともに、受注が好調な中東や市場が拡大しているインド向け等の販売が増加したことなどから、売上高は3,157億9千5百万円（前期比12.5%増）となりました。営業利益は、北米における冷媒転換対応などのマイナス要因がありましたが、在庫適正化のため前期の出荷を抑制した海外向け空調機の増収効果が大きいことに加え、コストダウンの着実な進展により、74億3千4百万円（同1,708.0%増）となりました。

日本では、エアコン需要の立ち上がりが早かったことに加え、需要最盛期の全国的な猛暑の影響などから市場が前年度を上回るなか、主に住宅設備ルート向けの販売が伸長し、売上が増加しました。なお、室内機の風向板に加え業界で初めて送風路パネルまで取り外して水洗いを可能とするとともに、2027年度新省エネ基準を達成した中級機種「ノクリア」W/Lシリーズを本年3月から順次発売しています。

米州では、北米において、現地在庫削減に注力し出荷を抑制した前年度に比べ、ルームエアコンの出荷が回復したほか、米国における環境規制強化前の一時的な需要増もあり、売上が増加しました。なお、規制に対応した新機種の投入を下期より進めているほか、さらなる事業拡大に向け、商品ラインアップの拡充および販売網の強化・開拓に取り組んでいます。

欧州では、天候不順や景気低迷等の影響でルーム



インドで開催された
冷房専用VRF（ビル用マルチエアコン）の発表会

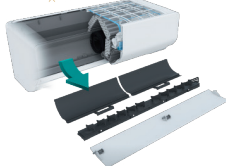
エアコンの販売が減少したほか、A T W（ヒートポンプ式温水暖房システム）においても、需要が落ち込んでいることから、売上が減少しました。なお、今後強化される環境規制への対応やコマースルビジネスの拡大に向け、商品ラインアップの強化を進めてまいります。

中東・アフリカでは、旺盛な不動産開発投資を背景とした大型プロジェクト案件の納入等もあり、エアコンの販売が堅調に推移し、売上が増加しました。

オセアニアでは、オーストラリアにおいて、需要が堅調に推移するなか、ラインアップ拡充の効果等もありエアコンの販売が増加するとともに、ソリューション事業も好調に推移したことから、売上が増加しました。

アジアでは、主力市場のインドにおいて、市場拡大に加え猛暑の影響もあり、ルームエアコンの販売が増加するとともに、上期に冷房専用の新機種を投入したV R F（ビル用マルチエアコン）の販売も堅調に推移したことなどから、売上が増加しました。なお、商品ラインアップや販売網の拡充を進め、さらなる拡販に取り組んでおります。

中華圏では、中国において、不動産市況の低迷などでV R Fの販売が減少したほか、天候不順等の影響による台湾向けの販売減もあり、売上が減少しました。



奥のパーツまで取り外し水洗い可能で高い省エネ性も備えた「ノクリア」W/Lシリーズ

＜テックソリューション部門＞

テックソリューション部門では、情報通信システムの販売増により、売上高は354億8千5百万円（同6.7%増）、営業利益は59億7千2百万円（同43.3%増）となりました。

〔情報通信システム〕

売上高は、260億2千3百万円（同24.2%増）となりました。

公共システムにおいて、消防の広域化・共同運用事業の本格化や、防災・減災対応のインフラ整備事業に対する財政措置を背景に、消防指令システムおよび消防無線システムを中心に商談案件数が増加しているなか、受注済みシステムの納入が順調に進展し、売上が増加しました。なお、来年度の納入に向けた受注も順調に推移しております。

〔電子デバイス、他〕

売上高は、94億6千2百万円（同23.0%減）となりました。

産業用ロボット向け電子部品・ユニット製造において、中国における設備投資の停滞で販売が減少したほか、車載カメラの販売減もあり、売上が減少しました。

＜その他部門＞

売上高は28億5百万円（同6.7%増）、営業利益は10億6千5百万円（同8.8%減）となりました。



高機能消防指令システム
「GRANCAST（グランキャスト）」

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、今後の事業拡大に向けた開発・生産設備およびIT関連への投資を中心に、76億5千6百万円（前期比35.1%減、リース資産の取得およびソフトウェア等への投資を含む）の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「－共に未来を生きる－ 私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。」という企業理念の下、お客様と社会に寄り添い、新しい価値の提供により、快適・安心・安全な社会の実現に貢献することを目指しております。

当社グループの主力事業であるヒートポンプ技術やインバータ技術を活用した空調機は、世界各国・地域においてクリーンかつ省エネ性・快適性・安全性に優れた必需品であるだけでなく、暖房や給湯用途で化石燃料機器の代替製品として気候変動の抑制に貢献すると期待されており、中長期的な市場拡大が見込まれます。

また、テックソリューション部門も、災害対応力強化への社会的要請や電子機器の小型化・省エネ化へのニーズを背景に、今後の事業拡大が期待できます。

一方、消費行動の変化や各市場における競争激化に加え、各地での紛争のほか、原材料価格の高騰など世界的なインフレ進行、各国の金融政策、為替動向など、世界情勢や経済状況は一層不透明感を増しております。また、喫緊の経営課題として、サプライチェーンの混乱や市場環境の急激な変化など、今後も起こりうる外部環境変化への対応力の強化がより一層求められます。

このような状況において当社グループは、企業理念の実践を通じた持続可能な社会実現への貢献を目指し、予測困難な状況下での事業継続とリスク耐性を確保しつつ、中長期的な事業の成長・発展を図るべく、以下の施策を推進してまいります。

【中期重点施策】

1. 空調事業の成長促進

成長地域（米国、欧州、インド）および強化領域（日本における住宅設備ルート）へのリソースシフト、営業体制強化（販売代理店との関係強化、一部地域における直販化）を通じたお客様需要への貢献による売上成長

2. テックソリューションの加速

- ①当社の強みを活かした消防・防災領域での新たな顧客価値の創造
- ②EMS事業での付加価値向上

3. 開発／生産改革

- ①サプライチェーン全体で最適化された生産体制の構築（内外製最適化、将来的な地産地消への移行）によるコスト競争力強化および在庫最適化
- ②お客様への最大コストパフォーマンス実現に向け、開発・調達力強化によるタイムリーな製品・サービスの市場投入および最適コストの達成

4. 新たな付加価値提供への挑戦

- ①空調ソリューション事業の強化
- ②関連サービスのクラウド化を通じた一気通貫の顧客接点の拡充・データの利活用に基づく新たな顧客価値の創造
- ③サステナブルでウェルビーイングな暮らしを支えることを意味する「Life Conditioner」の観点に立った新たなビジネスの創造

5. 経営基盤／人材組織の強化

- ①経営基盤の強化を通じた高収益体制への変革
- ②社員がいきいきと働き、スキルを高めて自己成長を実現できる労働環境の実現
- ③サステナブルな社会構築への寄与を通じた企業価値の向上

上記の施策推進を加速させるため、2024年10月より、ビジネスラインを「空調機部門」と「テックソリューション部門」の2部門に集約し、全社横断でビジネス推進、支援を担う各機能をそれぞれのC x O[※]が統括する新たな組織体制としました。この体制の下、両事業の成長を加速させるために、グループ全社員参加のプロジェクトを立ち上げ、事業課題に対する施策実行に取り組んでおります。

これらの取り組みを通じ、高収益体質の実現、将来の成長に向けた基盤づくりに邁進してまいります。

また、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付けおよびその後の手続きを経て、当社は公開買付者の完全子会社となる予定です。公開買付者グループに加わることで、当社グループは、上記施策の推進をさらに加速させるとともに、事業シナジーの追求を通じて、より一層の事業拡大・成長を目指してまいります。

※ C E O（Chief Executive Officer）、C T r O（Chief Transformation Officer）、C S O（Chief Strategy Officer）、C F O（Chief Financial Officer）、C H R O（Chief Human Resource Officer）など、全社横断でのビジネス推進、支援を担う役職

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

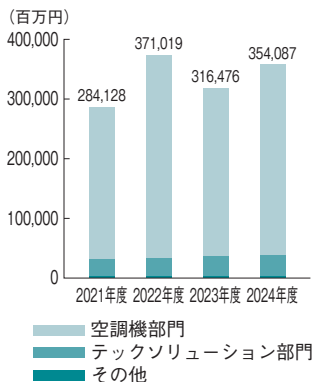
項 目 \ 期 別	2021年度 (第103期)	2022年度 (第104期)	2023年度 (第105期)	2024年度 (第106期)
売 上 高 (百万円)	284,128	371,019	316,476	354,087
営 業 利 益 (百万円)	8,444	15,098	5,747	14,472
経 常 利 益 (百万円)	11,402	17,432	14,375	13,867
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,722	8,694	3,067	△ 3,900
1株当たり当期純利益 (円)	35.57	83.04	29.29	△ 37.23
総 資 産 (百万円)	268,633	298,390	275,634	273,310

②当社の財産および損益の状況の推移

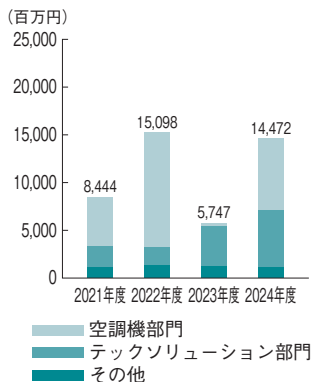
項 目 \ 期 別	2021年度 (第103期)	2022年度 (第104期)	2023年度 (第105期)	2024年度 (第106期)
売 上 高 (百万円)	206,709	254,417	179,723	221,099
営 業 利 益 (百万円)	1,845	1,651	315	△ 1,553
経 常 利 益 (百万円)	12,198	13,935	13,709	1,503
当 期 純 利 益 (百万円)	11,243	9,952	9,364	△ 9,044
1株当たり当期純利益 (円)	107.42	95.06	89.42	△ 86.34
総 資 産 (百万円)	194,551	230,123	217,162	208,453

業績の推移（連結）

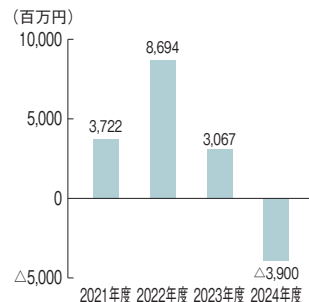
●売上高



●営業利益



●親会社株主に帰属する 当期純利益



※2024年10月1日付で実施した組織再編に伴い、報告セグメントを「空調機」「情報通信・電子デバイス」から「空調機」「テックソリューション」に変更しております。2021-2022年度は変更前の報告セグメントで記載しております。

(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.	1,740,000千Baht.	100.0	空調機の製造
FGA (Thailand) Co., Ltd.	1,720,000千Baht.	100.0	空調機用基幹部品の製造
TCFG Compressor (Thailand) Co., Ltd.	870,000千Baht.	100.0 [100.0]	空調機用基幹部品の製造・販売
Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.	60,000千Baht.	100.0	空調機の開発
富士通將軍（上海）有限公司	76,000千US \$	100.0	空調機の製造・開発
富士通將軍中央空調（無錫）有限公司	17,400千US \$	100.0	空調機の製造・販売
江蘇富天江電子電器有限公司	15,060千US \$	50.0	空調機用基幹部品の製造
FGAHP	3,000千EURO	51.0 [51.0]	空調機の製造・販売
Fujitsu General America, Inc.	15,000千US \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General do Brasil Ltda.	22,489千R \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.	7,000千 £ Stg.	51.0 [51.0]	空調機の販売
Fujitsu General (Euro) GmbH	3,067千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Italia) S.p.A.	1,252千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General South East Europe S. A.	497千EURO	51.0 [51.0]	空調機の販売
Kløver Vest Holding AS	1,000千NOK	67.0 [67.0]	空調機の販売
Fujitsu General (Middle East) Fze	3,000千AED	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (India) Private Ltd.	1,000,000千LRUP	100.0	空調機の販売
ABS Fujitsu General Private Ltd.	165,613千LRUP	52.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.	21,300千A \$	100.0	空調機の販売
Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.	10,014千A \$	100.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General New Zealand Ltd.	600千NZ \$	100.0 [100.0]	空調機の販売
Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd.	60,000千NT \$	100.0	空調機の販売
株式会社富士通ゼネラルエレクト ロニクス	800百万円	100.0	電子デバイスの開発・製造・販売 および情報通信機器の製造
株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー	100百万円	60.0	民需システムの開発・販売および コンサルティング
株式会社富士エコサイクル	200百万円	60.0	家電製品のリサイクル
株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所	100百万円	100.0	電磁波障害に関する測定およびコンサルティング

(注) 当社の出資比率の〔 〕内の数字は、間接所有割合で内数であります。

当社の連結子会社数は、上記の重要な子会社26社を含む44社（前期44社）、持分法適用関連会社数は2社（前期2社）であります。

②その他

富士通株式会社は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）のうち、44.02%を所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、空調機、テックソリューションの両部門において、製品および部品の開発、製造、販売ならびにサービスの提供を主な事業としております。部門別の主要な製品等は次のとおりであります。

部 門	主要な製品、システム、サービス
空 調 機	ルームエアコン、パッケージエアコン、VRF（ビル用マルチエアコン）、 ユニタリーエアコン、ATW（ヒートポンプ式温水暖房システム）、 空調関連設備の設計・施工およびサービスメンテナンス、空調関連商品
テ ッ ク ソ リ ュ ー シ ョ ン	〔情報通信システム〕 消防システム、防災システム、外食産業向けソリューション、 医療向け外来情報ソリューション、BPO*・人材派遣 〔電子デバイス、他〕 電子部品・ユニット製品、車載カメラ
そ の 他	家電製品のリサイクル 電磁波障害に関する測定およびコンサルティング等

※システムを利用してお客様が行っていた業務そのものを受託するサービス

(8) 主要な事業所

当社本社（本店） 川崎市高津区末長三丁目3番17号

海外生産・ 開発拠点	Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.（タイ） FGA (Thailand) Co., Ltd.（タイ） TCFG Compressor (Thailand) Co., Ltd.（タイ） Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.（タイ） 富士通將軍（上海）有限公司（中国） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） 江蘇富天江電子電器有限公司（中国） FGAHP（フランス）
海外営業拠点	Fujitsu General America, Inc.（米国） Fujitsu General do Brasil Ltda.（ブラジル） Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.（イギリス） Fujitsu General (Euro) GmbH（ドイツ） Fujitsu General (Italia) S.p.A.（イタリア） Fujitsu General South East Europe S. A.（ギリシャ） Kløver Vest Holding AS（ノルウェー） Fujitsu General (Middle East) Fze（アラブ首長国連邦） Fujitsu General (India) Private Ltd.（インド） ABS Fujitsu General Private Ltd.（インド） Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.（オーストラリア） Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.（オーストラリア） Fujitsu General New Zealand Ltd.（ニュージーランド） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd.（台湾）
国内生産・ 開発拠点	当社（川崎市） 株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス（一関市）
国内営業拠点	当社（札幌市、仙台市、さいたま市、前橋市、東京都中央区、八千代市、 川崎市、名古屋市、金沢市、松原市、神戸市、広島市、高松市、 福岡市、鹿児島市） 株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー（川崎市）
その他の事業所	株式会社富士エコサイクル（浜松市） 株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所（川崎市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比較）
8,503名（262名減）

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比較）	平均年齢	平均勤続年数
1,716名（18名減）	42.8才	17.8年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額期末残高
株式会社みずほ銀行	6,854百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月6日付「株式会社パロマ・リームホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」において公表いたしました、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者より、2025年4月28日に本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、2025年4月25日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が、本公開買付けおよびその後に予定されている一連の手続を経て、当社の株主を公開買付者のみとすることを企図していること、ならびに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

また、当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を図ることを基本方針としておりましたが、公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格は、当社が2025年3月31日を基準日とする期末配当を行わないことを前提として総合的に判断・決定されているとのことであることから、2025年1月6日開催の取締役会において、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わない旨の決議をいたしました。

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数200,000,000株
- ②発行済株式の総数109,406,661株（自己株式4,640,954株を含む）
（注）2024年7月25日付で譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行したことに伴い、発行済株式の総数は37,747株増加しております。
- ③株主数6,273名
- ④大株主

氏名または名称	持株数	持株比率
富士通株式会社	46,121 千株	44.02 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,357	7.02
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	3,052	2.91
J P モルガン証券株式会社	2,769	2.64
ジェイピー ジェイピーエムエスイー ルクス ユービーエス アーゲー ロンドン ブランチ エク コル	2,742	2.62
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカун ト ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイーーエイシー	2,290	2.19
エイチエスビーシー ホンコン トレジャリー サービシイズ アカウン ト アジアン エキュイティーズ デリバティブス	2,211	2.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,202	2.10
株式会社みずほ銀行	2,000	1.91
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	1,620	1.55

（注） 1. 持株比率は自己株式（4,640,954株）を控除して計算しています。
2. 当社は自己株式を4,640,954株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	11,879株	9 名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 経営執行役社長	増 田 幸 司	CEO（Chief Executive Officer） 兼 CTrO（Chief Transformation Officer） 兼 CSuO（Chief Sustainability Officer）
取 締 役	寺 坂 史 明	（後記「（2）社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	桑 山 三 恵 子	（後記「（2）社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	大 澤 善 雄	（後記「（2）社外役員に関する事項」参照）
取 締 役	窪 田 隆 一	（後記「（2）社外役員に関する事項」参照）
取 締 役 経営執行役副社長	長 谷 川 忠	テックソリューション部門長 兼 TrO（テックソリューション事業） 兼 CTO（Chief Technology Officer） 兼 テックソリューション部門 電子デバイス事業本部長 兼 株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス 代表取締役社長 兼 富士通將軍電子（蘇州）有限公司 董事長
取 締 役 経営執行役副社長	川 西 俊 幸	空調機部門長 兼 TrO（空調機事業） 兼 空調機部門 戦略・企画本部長
取 締 役 経営執行役専務	大 河 原 進	CSO（Chief Strategy Officer） 兼 TrO（経営基盤） 兼 CL&RMO（Chief Legal & Risk Management Officer） 兼 経営企画本部長 兼 経営企画本部 CEO室長 兼 法務知財・リスクマネジメント本部長
常 勤 監 査 役	井 上 彰	
常 勤 監 査 役	宮 嶋 嘉 信	
監 査 役	広 瀬 陽 一	（後記「（2）社外役員に関する事項」参照）

- （注）1. 取締役 寺坂史明、桑山三恵子、大澤善雄および窪田隆一の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 寺坂史明氏は取締役会議長であります。
3. 監査役 井上彰および広瀬陽一の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役 寺坂史明、桑山三恵子、大澤善雄および監査役 井上彰の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役 井上彰氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 宮嶋嘉信氏は、当社財務経理部門における長年の業務経験があり、当社経営執行役常務財務経理副担当を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 広瀬陽一氏は、富士通株式会社の執行役員および財務経理本部長を経て、現在は同社常勤監査役を務めるなど、他の会社における役員としての豊富な経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 中島圭一氏は、2024年12月11日に逝去され、同日をもって取締役を退任しました。

(2) 社外役員に関する事項

①他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	寺 坂 史 明	株式会社大庄 社外監査役
社 外 取 締 役	桑 山 三 恵 子	一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員 株式会社安藤・間 社外取締役
社 外 取 締 役	大 澤 善 雄	キャノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	窪 田 隆 一	富士通株式会社 執行役員EVP
社 外 監 査 役	広 瀬 陽 一	富士通株式会社 常勤監査役 富士通キャピタル株式会社 監査役

- (注) 1. 富士通株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。
2. 株式会社安藤・間とは、当社施設の建設工事等の取引関係があります。
3. その他の兼職先と当社の間には、記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

会社における地位	氏 名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	寺 坂 史 明	取締役会17回のすべてに出席（出席率100%）。サッポロビール株式会社で代表取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、営業、マーケティング、人材育成の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、取締役会議長のほか、任意の指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	桑 山 三 恵 子	取締役会17回のすべてに出席（出席率100%）。株式会社資生堂でCSR部部长をはじめとした豊富な業務経験に加え、大学でCSR、経営倫理、ダイバーシティ経営などを専門分野とする研究者としての知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会の委員および報酬委員会の委員（2025年1月から委員長）を務めました。
社 外 取 締 役	大 澤 善 雄	取締役就任後に開催された取締役会15回のすべてに出席（出席率100%）。住友商事株式会社で代表取締役専務執行役員およびS C S K株式会社で代表取締役社長 兼 COOを務めた経験があり、企業経営に加え、国際ビジネスやICTを活用した事業の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会の委員および報酬委員会の委員長（2025年1月から委員）を務めました。

会社における地位	氏 名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	中 島 圭 一	取締役就任から2024年12月11日に逝去され、同日をもって退任するまでに開催された取締役会8回のすべてに出席（出席率100%）。 シチズン時計株式会社の取締役であるとともに、シチズンマシナリー株式会社で代表取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、製造業における開発・生産、製造子会社社長としての海外駐在、M&A等の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	窪 田 隆 一	取締役会17回のうち15回に出席（出席率88%）。 富士通株式会社の執行役員EVPであり、ICTを活用した事業の豊富な経験に加え、最先端のデジタル・テクノロジーやリスクマネジメントに関する知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。

(注) 株式会社パロマ・リウムホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関して、当社として検討・判断するにあたり、当社の取締役会に対して意見を述べることを目的として、2024年9月25日に大澤善雄氏、寺坂史明氏、桑山三恵子氏および中島圭一氏の4名から構成される特別委員会を設置し、本件の目的の合理性、本件に係る取引条件・スキームの公正性・妥当性等について諮問しております。なお、当委員会の委員長は大澤善雄氏であります。また、中島圭一氏は、2024年12月11日に逝去され、同日をもって取締役を退任しており、同日以降の当委員会は大澤善雄氏、寺坂史明氏および桑山三恵子氏の3名から構成されております。

・社外監査役

会社における地位	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況および発言状況
社 外 監 査 役	井 上 彰	取締役会17回および監査役会15回のすべてに出席（出席率100%）。 金融機関における財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
社 外 監 査 役	広 瀬 陽 一	取締役会17回のうち14回（出席率82%）および監査役会15回のすべて（出席率100%）に出席。 主に経営、財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員（社外取締役4名、社外監査役2名）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

なお、2024年12月11日に逝去され、同日をもって退任した取締役 中島圭一氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、

経営執行役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、報酬委員会で決議された当社報酬制度の内容に従い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の改定につき決議しております。なお、②cに記載の非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、株式会社パロマ・リームホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの成立を条件として廃止いたします。

①基本方針

当社は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け経営を担う優秀な人材を確保するとともに、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本とする。その報酬は、職責および役職に応じて月額で定額を支給する「基本報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、および企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進へのインセンティブを与える非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」により構成する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支給することとする。

②取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、その支給額はそれぞれ役員の職責や役職に応じて月額で定額を決定するものとする。

- b. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、業務執行を担う取締役を支給対象とする現金報酬とし、1事業年度の業績を反映した賞与を毎年一定の時期に支給するものとする。賞与の具体的な算出方法は、当社グループの中期経営計画に掲げ、透明性・客観性のある連結営業利益を指標とし、当期の業績達成度合いに応じて基準額を設定し、それに対して責任元損益単位ごとに設定される業績指標である売上高、営業利益等の当期の業績目標の達成度合い、ならびに中長期的な業績向上に係る重点施策および非財務指標である基盤施策の各目標の達成度合いに応じた係数を乗じて支給額を決定する「オンターゲット型」とする。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るものとする。

- c. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式とする。本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）について一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」、およびサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型譲渡制限付株式報酬」により構成する。その株式数は株主総会で決議された枠内で、毎年一定の時期に支給するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対す

る割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬が概ね60～70%、賞与が概ね30～40%を目安とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で審議のうえ取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定するものとする。なお、報酬委員会において、外部機関の客観的データを活用し、報酬水準の妥当性等の検証を行うこととする。

③ 監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

月例の固定報酬である「基本報酬」のみを支給することとする。また、報酬額については、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会で定められた「年額1億円以内」の限度において、監査役の協議により決定することとする。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	309 (49)	234 (49)	47 (-)	28 (-)	16 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	49 (21)	49 (21)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	359 (70)	283 (70)	47 (-)	28 (-)	19 (9)

- (注) 1. 上表には、2024年6月18日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名を含んでおります。また、2024年4月8日および2024年12月11日に逝去され退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬(賞与)にかかる業績指標は連結営業利益であり、2024年度に係る連結営業利益の目標数値は12,000百万円、実績は14,472百万円であります。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るものとしており、2025年6月26日開催の第106期定時株主総会に付議することとしております。なお、業務執行を担う取締役の報酬のうち、賞与の支給割合は概ね20%程度となっております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「c. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の固定報酬(基本報酬)の額は、2024年6月18日開催の第105期定時株主総会において年額6億円以内(うち社外取締役分1億円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち社外取締役5名)です。また、2022年6月16日開催の第103期定時株主総会において、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与のための報酬の額は、「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と「サステナブル経営指標要件型譲渡制限付株式報酬」を合わせ、年額1億円以内および年70,000株以内(社外取締役を除く)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会において、外部機関の客観的データを活用した報酬水準の妥当性等の検証や、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
7. 監査役の固定報酬(基本報酬)の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

70百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.、富士通將軍（上海）有限公司、Fujitsu General (Euro) GmbH、Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.ほか17社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性、監査の適切性等に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	191,455	流 動 負 債	116,367
現 金 及 び 預 金	23,340	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	52,223
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	104,844	短 期 借 入 金	14,003
商 品 及 び 製 品	35,242	リ ー ス 債 務	319
仕 掛 品	2,544	未 払 法 人 税 等	2,549
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,191	未 払 費 用	18,224
そ の 他	12,934	製 品 保 証 引 当 金	5,940
貸 倒 引 当 金	△643	海 外 事 業 等 再 編 引 当 金	2,823
固 定 資 産	81,855	独 禁 法 関 連 引 当 金	2,561
有 形 固 定 資 産	44,313	そ の 他	17,722
建 物 及 び 構 築 物	39,291	固 定 負 債	17,543
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	53,054	長 期 借 入 金	89
工 具、器 具 及 び 備 品	42,857	リ ー ス 債 務	363
土 地	8,900	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,443
建 設 仮 勘 定	1,025	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,969
減 価 償 却 累 計 額	△100,816	そ の 他	3,677
無 形 固 定 資 産	27,093	負 債 合 計	133,910
の れ ん	6,932	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	16,050	株 主 資 本	114,934
そ の 他	4,110	資 本 金	18,260
投 資 そ の 他 の 資 産	10,448	資 本 剰 余 金	171
投 資 有 価 証 券	3,181	利 益 剰 余 金	101,526
繰 延 税 金 資 産	5,654	自 己 株 式	△5,024
そ の 他	1,622	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	15,876
貸 倒 引 当 金	△9	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	890
資 産 合 計	273,310	土 地 再 評 価 差 額 金	4,681
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,122
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	182
		非 支 配 株 主 持 分	8,590
		純 資 産 合 計	139,400
		負 債 純 資 産 合 計	273,310

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		354,087
売 上 原 価		264,666
売 上 総 利 益		89,420
販売費及び一般管理費		74,947
営 業 利 益		14,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	329	
受 取 配 当 金	176	
有 価 証 券 売 却 益	79	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	90	
受 取 補 填 金	300	
そ の 他	747	1,723
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	179	
為 替 差 損	248	
事 業 構 造 改 善 費 用	709	
ア ド バ イ ザ リ ー 費 用	261	
そ の 他	930	2,329
経 常 利 益		13,867
特 別 損 失		
事 業 基 盤 改 革 費 用	7,762	7,762
税金等調整前当期純利益		6,104
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,407	
法 人 税 等 調 整 額	3,223	8,630
当 期 純 損 失 (△)		△2,526
非支配株主に帰属する当期純利益		1,373
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△3,900

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	122,292	流 動 負 債	83,935
現 金 及 び 預 金	6,923	支 払 手 形	1,249
受 取 手 形	576	買 掛 金	45,140
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	100,771	短 期 借 入 金	13,500
商 品 及 び 製 品	5,740	リ ー ス 債 務	82
仕 掛 品	54	未 払 金	1,167
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	950	未 払 費 用	8,339
そ の 他	11,203	未 払 法 人 税 等	149
貸 倒 引 当 金	△3,926	預 り 金	9,496
固 定 資 産	86,160	役 員 賞 与 引 当 金	48
有 形 固 定 資 産	21,664	製 品 保 証 引 当 金	1,136
建 物 及 び 構 築 物	11,473	独 禁 法 関 連 引 当 金	2,561
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	701	そ の 他	1,063
工 具 、 器 具 及 び 備 品	219	固 定 負 債	14,636
土 地	9,253	リ ー ス 債 務	140
建 設 仮 勘 定	15	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,443
無 形 固 定 資 産	14,446	退 職 給 付 引 当 金	9,025
借 地 権	610	環 境 対 策 引 当 金	0
ソ フ ト ウ エ ア	13,828	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	629
そ の 他	7	資 産 除 去 債 務	256
投 資 そ の 他 の 資 産	50,049	そ の 他	2,141
投 資 有 価 証 券	2,663	負 債 合 計	98,572
関 係 会 社 株 式	27,381	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 出 資 金	12,609	株 主 資 本	104,349
繰 延 税 金 資 産	3,931	資 本 金	18,260
そ の 他	3,472	資 本 剰 余 金	724
貸 倒 引 当 金	△9	資 本 準 備 金	700
資 産 合 計	208,453	そ の 他 資 本 剰 余 金	24
		利 益 剰 余 金	90,388
		利 益 準 備 金	3,691
		そ の 他 利 益 剰 余 金	86,697
		繰 越 利 益 剰 余 金	86,697
		自 己 株 式	△5,024
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,531
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	849
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,681
		純 資 産 合 計	109,880
		負 債 純 資 産 合 計	208,453

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		221,099
売 上 原 価		198,639
売 上 総 利 益		22,459
販売費及び一般管理費		24,013
営 業 損 失 (△)		△1,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	165	
受 取 配 当 金	4,799	
そ の 他	285	5,250
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
為 替 差 損	1,355	
そ の 他	787	2,194
経 常 利 益		1,503
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,916	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,117	
事 業 基 盤 改 革 費 用	684	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	629	6,347
税引前当期純損失 (△)		△4,844
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	538	
法 人 税 等 調 整 額	3,662	4,200
当 期 純 損 失 (△)		△9,044

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡 邊 考 志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 千 春
業務執行社員 公認会計士 小 林 大 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士通ゼネラル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年4月25日開催の取締役会において、株式会社パロマ・リウムホールディングスによる会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考 志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 千 春
業務執行社員 公認会計士 小林 大 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年4月25日開催の取締役会において、株式会社パロマ・リウムホールディングスによる会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、審議・検討を実施し、必要に応じて、経営執行部に対して提言等を行いました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び八重洲監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、八重洲監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、整備状況を更に改善すべきとの認識のもとで努力がおこなわれており、指摘すべき重要事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び八重洲監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社富士通ゼネラル 監査役会
常勤監査役 井 上 彰 ㊞
常勤監査役 宮 嶋 嘉 信 ㊞
監 査 役 広 瀬 陽 一 ㊞

(注) 常勤監査役井上彰及び監査役広瀬陽一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株式会社 富士通ゼネラル

〒213-8502 川崎市高津区末長三丁目3番17号
TEL 044 (866) 1111 (大代表)
www.fujitsu-general.com/jp/

株 式 事 務 の ご 案 内

事 業 年 度	4 月 1 日 から翌年 3 月 31 日まで
定 時 株 主 総 会	毎年 6 月
基 準 日	定時株主総会・期末配当：毎年 3 月 31 日 中間配当：毎年 9 月 30 日
公 告 方 法	電子公告（下記ウェブサイトに掲載いたします） https://www.fujitsu-general.com/jp/
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
（電話照会先）	電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
上 場 証 券 取 引 所	東京（証券コード：6755）

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。